§18 個人に関する原理―公正の原理 ― 学習 カバー

イントロダクション

本節は〈公正の原理〉を定式化する。制度が正義にかなっていることと、その便益が自由意志に基づき受容・活用されていることの二条件を満たすとき、個人は自らの役割を果たす理由を持つ。責務・ 義務は制度に関する道徳上の構想に前提づけられ、諸原理は明確な順番で採択されるべきである。

本日のミッション(目安 15分)

- 1. 穴埋め(§18)のキーワードを確認(7語)。
- 2. 鍵ページに入力して解錠。
- 3. クイズを開いて回答。

鍵ページ

URL: https://aketn.github.io/rawls3/sec18.html

QRコード(鍵ページURL)



§ 18. 個人に関する原理 — 公正の原理

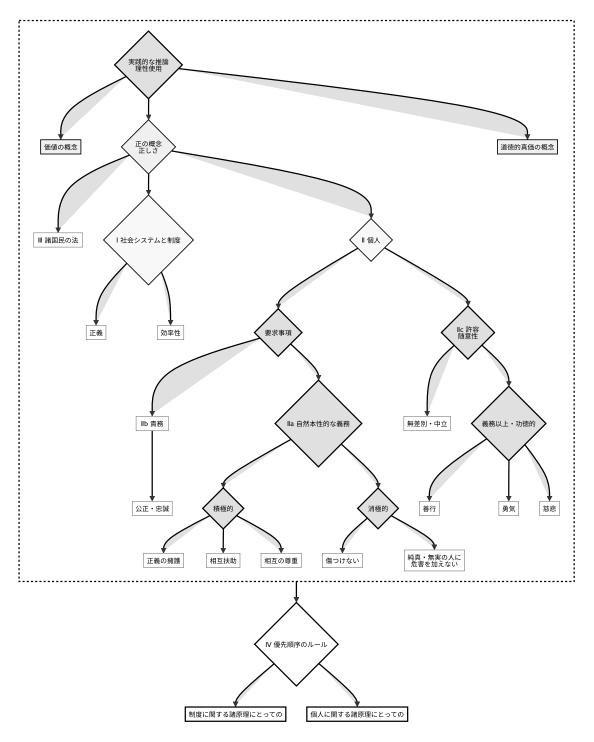


図 13 ロールズによる付表

この節で重要なのは、原理が選ばれる順序ではなく、多様な原理が明確な順番でもって採択されるべきことである(図 13)。(本書 148 頁 1 行目からの例を参照してください。)また、ロールズはここで〔イギリス理想主義者のひとりブラッドリー〕が明言した〈個人なるものは裸の抽象物に過ぎない〉という命題の意味を次のように解釈したとしても、その真意を歪曲したことにはならないと考えた。すなわち、ある人の責務および義務は制度に関する道徳上の構想を前提としており、よって個人に対する要求事項が提示される前に、正義にかなった制度の内容が規定されななければならない、と。

つまり換言すれば、責務および義務に関する諸原理は(たいていの場合)基礎構造に関する 原理が固まった後で決定されるべきものなのである、と。(p148 1 14-15)

原初状態における当事者たちは、「正義」の原理だけでなく、「正しさ」というより包括的な概念のもとにある三つの領域、すなわち①制度、②個人の義務、③国家間の原理それぞれについて、順序をもって原理を選ぶことになる。

ここでいう「正しさ」の概念は、日常的な意味や従来の道徳哲学の分析とは異なり、〈公正としての正義〉や〈公正としての正しさ〉というより広い理論に基づく。これは、反照的均衡において私たちの判断と一致し、道徳的判断を明確にすることを目的とする精緻な概念である。個人に適用される〈公正の原理〉とは、正義にかなった制度のもとで、人が自分の役割を果たすべき理由を説明する原理である。この原理によると、

第一に、その制度が正義にかなっている(あるいは公正である)こと、つまりその制度が正義の二原理を充たしていること。第二に、その制度編成の便益が当人の自由意志に基づいて受け入れられていること、あるいはその制度編成が提供する諸機会を当人がおのれの利益を高めるために活用していること。(p150 1 8-10)

18.1 協働としての社会と個人の役割

社会とは、全員が互いに自由を制限し合いながら利益を分かち合う協働の取り組みである。よって、他者の負担のもとに利益を得ている者も、自らの役割を果たさねばならない。制度が正義にかなっているなら、各人はその中で役割を果たすことで、公正な取り分を正当に得ることになる。

確認クイズ(§18個人に関する原理一公正の原理) 1. 公正の原理は、制度が 133 と、その便益が 134 の二条件を要件とする。 2. 個人の責務・義務は 135 に 136。 3. さまざまな原理は 137 で採択されるべきである。 4. 社会は 138 を伴う協働である。 5. 正義にかなった制度のもとで役割を果たすことが 139 をもたらす。

- 109 純粋な手続き
- 110 不完全な手続き上の正義
- 111 純粋な手続き上の正義
- 112 正義にかなった制度の確立と公正な運用
- 113 純粋な手続き上の正義
- 114 期待効用の代数和(または平均)
- 115 序数的判断
- 116 基数的比較
- 117 社会的基本財の予期
- 118 自己実現のため不可欠
- 119 合理的な人生計画の実行とその成功
- 120 対等な市民としての暮らし
- 121 所得と富の分配によって規定される地位
- 122 家族・階級
- 123 自然本性的賦存
- 124 人生の運・めぐり合わせ
- 125 共通の利益
- 126 偶発的格差の緩和・軽減
- 127 不当な不平等の補正
- 128 生得的才能の分布を共通資源とみなし
- 129 最不遇者の利益に資する限りで
- 130 偶然の差異を正当化する社会構造
- 131 より恵まれた者の追加的な責務
- ◆ 132 格差原理
- 133 正義にかなっていること
- 134 自由意志に基づき受容・活用されていること
- 135 制度に関する道徳上の構想
- 136 前提づけられる
- 137 明確な順番
- 138 利益の分かち合いと相互の制限
- 139 公正な取り分
- ◆ 140 相互扶助(危険・損失が過大でない範囲での支援)
- 141 他者に危害を加えない
- 142 不必要な苦しみを与えない
- 143 自発的行為に依存せず
- 144 市民一般を拘束
- 145 特定の役割・恩恵受益者